

事務連絡
令和6年6月14日

確定拠出年金実施事業主 殿

東海北陸厚生局
健康福祉部保険年金課長

令和6年能登半島地震に係る企業型年金における事業主掛金
及び企業型年金加入者掛金の納付期限日の指定について

日頃より、企業型確定拠出年金の円滑な運営に多大なご協力・ご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

「確定拠出年金法施行令第11条の3の規定に基づく事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」（令和6年1月16日付東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課長事務連絡）の5において、確定拠出年金法施行規則第16条の2第2項及び第4項に定める「厚生労働大臣が定める日」については別途告示される旨をお伝えしていたところですが、令和6年6月14日付で令和6年厚生労働省告示第217号が告示され、当該定める日が令和6年7月31日と指定されましたのでお知らせします。

確定拠出年金法施行令第11条の3の規定に基づく事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を適用した事業主様におかれましては、適切にご対応よろしく申し上げます。

なお、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町については、今回の告示の適用の対象ではなく、令和6年7月31日後も引き続き納付期限日を延長することが可能です。当該地域に係る「厚生労働大臣が定める日」については、別途告示される予定であることを申し添えます。

《問い合わせ先》

〒461-0011

名古屋市東区白壁1-15-1

名古屋合同庁舎第3号館3階

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

課長補佐 岡田（オカダ）

企業年金指導官 井上（イノウエ）

tkkousei067@mhlw.go.jp

TEL (052) 959-2062

《参考条文》

○確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）

（納付が困難であると認められる場合の納付期限日等）

第 11 条の 3 事業主が第 6 条第 5 号に掲げる要件に従って定められた納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該事業主掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

2 企業型年金加入者が第 6 条第 6 号に掲げる要件に従って定められた納付期限日までに企業型年金加入者掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該企業型年金加入者掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

3 前項の場合において、法第 21 条の 3 第 1 項の規定による企業型年金加入者掛金の給与からの控除は、第 6 条第 7 号に掲げる要件にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除することができる。

○確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）

（納付期限日を延長できる場合等）

第 16 条の 2 令第 11 条の 3 第 1 項の厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日（令第 6 条第 5 号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第 1 項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第 11 条の 3 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から 2 月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

3 令第 11 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日（令第 6 条第 6 号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第 2 項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

4 令第 11 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から 2 月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

（納付期限日の延長に関する通知）

第 16 条の 3 事業主は、令第 11 条の 3 第 1 項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

2 事業主は、令第 11 条の 3 第 2 項の規定により企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に通知しなければならない。